

本学コンピュータシステムのアカウント再交付に関する取り決め

(目的)

第1条 この取り決めは、大学共通コンピュータ施設利用内規に基づき、ユーザーID<ユーザー名およびパスワード>(以下、「アカウント」という)の利用にあたり、本学の学生があらためて初期パスワードを設定し再度交付を受ける再交付について定める。

(対象)

第2条 アカウント再交付は、大学生・大学院生を対象とする。大学生および大学院生の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 大学生には、高大連携生、単位互換履修生、科目等履修生を含む。
 - (2) 大学院生には、芸術学部専攻生、研究生を含む。
- 2 通信教育部生については、アカウントの管理・運用を別組織が行っているため、この取り決めの対象外とする。

(再交付対象事案)

第3条 アカウント再交付は以下の場合とする。

- (1) アカウントを失念した場合。
- (2) アカウント票またはアカウント情報が記載されたメモなどを紛失し、それが拾得されるなどして第三者の目に触れたことが想定され、そのアカウントが有効な場合。
- (3) その他、再交付が必要と判断される場合。

2 前項を教学部教育学修支援課で確認した場合、アカウントの不正利用防止のため本人の同意なしにそのアカウントを停止することができる。

(手続)

第4条 アカウントの再交付については次のとおりとする。

- (1) アカウント再交付願いを、大学教育棟 3F サポート・デスクに提出する
- (2) 再交付手数料を納入する
- (3) アカウント再交付ガイダンスを受講する

2 アカウント再交付の手数料は1,000円とし、証明書発行機にて証紙を購入する。

3 高大連携生について手数料は徴収しない。

(再交付)

第5条 アカウント再交付ガイダンスは大学教育棟 3F サポート・デスクの営業日の10:00、14:00、16:00に実施する。

2 アカウントはアカウント再交付ガイダンス終了時に交付する。

3 履修登録期間については、教学部授業運営課と協議の上実施日時を決定する。

(内規改廃)

第6条 この内規は利用状況、運用状況により適宜見直すものとする。

(運用及び事務主管)

第7条 この内規の運用および主管部署は教学部教育学修支援課とする。

附 則

この取り決めは、平成15年4月1日より施行する。
この取り決めは、平成28年4月1日より施行する。